

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十八年七月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	指定年月 日
株式会社Z ERO	大和高田市大字 田井六五番地の 一	放課後等デ イサービス ZERO	大和高田市大 字田井六五番 地の一	放課後等デ イサービス 児童発達支 援	平成二十 八年七月 一日
一般社団法 人福祉環境 促進協会	生駒市大門町二 一八番地一	さくらんぼ	生駒市大門町 二一八番地一	児童発達支 援	平成二十 八年七月 一日
特定非営利 活動法人す くすく	奈良市青山八丁 目一〇四番地	すくすく	奈良市青山八 丁目一〇四番 地	放課後等デ イサービス	平成二十 八年七月 一日